

- このニュースは、毎月 1 回、以下の通り配信されています。
- ◎ 各都道府県石油組合および北海道・各地方石油組合宛
- ◎ 共同事業部会各委員
- ◎ 農林漁業部会各委員
- ※ 北海道内各地方石油組合、共同事業部会委員および農林漁業部会委員は 21 年 11 月号（21-05）より配信
  
- 全石連ホームページに「共同事業 G ニュース」を常時掲載しています。いつでもカラーで、過去号から最新号まで、ご覧いただけます。
  - ※ 「全石連」で検索⇒「石油広場 全石連ホームページ」⇒「組合員の皆様へ」⇒「組合員情報」⇒「共同事業 G ニュース」
- ※ アドレスは <http://www.zensekiren.or.jp/> です。

## （目 次）

1. 共同事業（自家共済、保険斡旋、資材購買）年間目標達成のお願い
  2. 補助金制度について親切対応・・・購買顧客に結びつきました
  3. 中型生命・交通傷害保険の新規加入者の加入手続きについて
  4. お知らせ
    - (1) 中型生命・交通傷害保険に関する「保険料控除証明書」の廃止について
    - (2) 全石連ホームページ（石油広場）に、商品カタログ・価格表が掲載されています
- 商品基礎知識・新商品紹介コーナー
    - (1) 『カーウォッシュ マイクロファイバータオル』好評斡旋販売中！
    - (2) SS 受託自動車保険～保険金支払事故例～
  
  - 農林漁業コーナー  
～制度延長決定お知らせ、確認実務に関する Q & A～

## 1. 共同事業（自家共済、保険斡旋、資材購買）年間目標達成のお願い

各組合ならびに組合員の皆様には、秋季キャンペーンへ（給油伝票・洗車タオル）のご協力ありがとうございました。四国支部、東北支部で全組合さんが目標達成するなど、多くの皆様のご支援に、心より感謝申し上げます。

また、年度末の3月も近づいており、自家共済、保険斡旋、資材購買（給油伝票・洗車タオル）での「年間目標達成」に向けて、一層のご奮闘・ご支援をお願いいたします。

できるだけ多くの組合さんが年間目標を達成し、それが組合財政の一助となることを願っております。

全石連・共同事業グループ一同

## 2. 補助金制度について親切対応・・・購買顧客に結びつきました

某組合さんでのことです。組合員さんから、「補助事業の申請手続きについて詳しく知りたいのだが、相談に乗って欲しい。」と電話で相談がありました。

組合担当者は、日頃より協力的な組合員さんでもあり、なんとかお手伝いしたいと考え、内容を伺ったところ、少し異例なケースであることが分かりました。

そこで組合担当者は、当会担当者とも相談しつつ、補助事業の申請要件を満たすべき添付書類の詳細や記載方法等を確認し、組合員さんへの的確なアドバイスをしました。その結果、当初難しいと思われた案件が、無事受理されたとのことでした。

組合員さんは大変喜ばれ、組合への協力を一段と強めていただき、これまで注文の無かったロール紙も新たに注文をいただけることとなりました。

我々スタッフも、日常業務の参考として活かしていきたいと思っております。

## 3. 中型生命・交通傷害保険の新規加入者の加入手続きについて

中型生命グループ保険に初めて加入された方には、より補償範囲を広げることができる「交通傷害保険」への加入について組合を通じてお勧めいただくことをお願いしています。（大同生命、第一生命の生保営業職員は、損保商品である中型生命の「交通傷害保険」の内容説明、加入手続きは行っていません。）

これまで、新規加入の方のうち交通傷害保険にも加入したい方について、組合から本会にご連絡をいただくこととしていました。

今後、連絡不備等による加入手続きの漏れ、遅延などのトラブルを未然に防止するため、以下の対応に変更させていただきたく、ご協力お願いいたします。

- ①大同生命から本会に毎月10日前後に提出される加入申込書から**新規加入者**を、本会が**抽出**します。
- ②組合毎に**新規加入者**をまとめたリストをファックスで本会から組合にお送りします。
- ③リストに掲載されている**新規加入者**について「交通傷害保険加入の要・不要」を確認さ

れた結果を、専用様式により本会宛ファックスでご連絡ください。

④「交通傷害保険に加入」とされた新規加入者宛に、所定の書類を本会より送付します。

上記変更内容を取り込んだ改訂版「中型生命グループ保険の手引き」を、各組合に別途お送りいたします（2月中）。

#### 4. お知らせ

##### (1) 中型生命・交通傷害保険に関する「保険料控除証明書」の廃止について

平成19年1月1日付けで所得税・住民税に関する損害保険料控除制度が改定され、火災保険や傷害保険の保険料は控除対象外となり、新たに地震保険の保険料が控除の対象となりました。（所得税で年間最大5万円、住民税で年間2万5000円まで控除されます。）

このため、現在は中型生命保険の交通傷害保険に関する「保険料控除証明書」は保険会社では発行しておりません。

損害保険料控除制度の改定について内容をご存じでない加入者から「控除証明書の発行」についてお問い合わせを受けた際の参考としてください。

##### (2) 全石連ホームページ（石油広場）に、商品カタログ・価格表が掲載されています

最新の共同事業G商品カタログ「May I Help You?」とその「価格一覧表」については、全石連のホームページ"石油広場"で掲載しております。

組合員の皆様から、価格等について問い合わせがありましたら、ご活用下さいますようお願いいたします。

なお、3月5日（金）開催の担当者会議におきまして事務局向け「最新価格表」を、別途配布いたしますので、予めご連絡いたします。

## ○ 商品基礎知識・新商品紹介コーナー

### (1) 『カーウォッシュ マイクロファイバータオル』 好評斡旋販売中！

～安価で優れた吸水性・耐久性・洗車作業効率の良いタオルです～

安価なマイクロファイバータオルが好評斡旋販売中です。綿 100%のタオルとほぼ同価格で、優れた吸水性・耐久性・洗車作業効率の良いタオルを提供しています。

組合員各位へこの付加価値の高いタオルのご周知方お願いします。

120 枚以上は送料込み(税別)



品コード	120 枚	180 枚 ～300 枚	360 枚～ 540 枚	600 枚 以上
#693	@84 円	@79 円	@78 円	@77 円

■カラー 白・青・ピンク・黄色

■材質 ポリエステル 80%・ポリアミド 20%

■サイズ 約 30 cm × 48 cm

■各々の色は 60 枚単位

## 特 長

■超極細繊維マイクロファイバー(髪の毛の約 100 分の 1)を使用することで、従来のタオルより機能性を大幅に強化しました。

### 【抜群の吸水性】

■マイクロファイバーの毛細管効果(吸水速度が綿素材の 6 倍以上)により、繊維と繊維の間にすばやく水分を吸収します。

■吸水性の良さが大幅な作業効率の改善につながります。

### 【吸水実験】

■コップ 1 杯の水をこぼします。さっと一拭きできれいに



### 【油汚れを落とす力が強い・傷がつきにくい】

■極細繊維の力で洗剤を使わなくても油分をしっかり取り除きます。また、繊維が細いので傷もつきにくい商品です。

### 【優れた耐久性・毛羽がつきにくい】

■一般の綿タオルより大幅に優れた強度があり、拭いた後毛羽が残りません。

## 用 途

■洗車時のボディ吹き上げやウインドウ、室内清掃など。その他、台所の水回りやパソコン等の家電製品のお掃除にも最適です。

## 使用方法

■用途に合わせて、から拭き又は水に濡らしてお使い下さい。

・キズがつく原因になりますので、砂やほこりを洗い流してからご使用下さい。

・この商品は汚れを掻き落とす力が非常に強いので、同じ箇所を長時間、強く擦り過ぎないようにご注意ください。

・柔軟剤、漂白剤を使用しないで下さい。

## (2) SS 受託自動車保険～保険金支払事故例～

サービスステーション総合共済の特約保険である受託自動車保険では、以下のような事故に対して保険金が支払われています。参考としてください。

事故の概要	支払額 (万円)
<b>受託車での事故</b>	
洗車で預かった自動車を顧客先へ搬送中、前を走る自動車が急ブレーキをかけ、これを避けようとしたが間に合わず追突した。	7 1
洗車で預かった自動車を顧客先へ搬送中、エアコン操作に気を取られ、先行車が徐行していたことに気付かず追突した。	2 9
タイヤ交換で預かった自動車を従業員が発進させようとして、前方駐車中の自動車に追突した。	1 9
オイル交換で預かった自動車を運転中、一時停止後に発進したところ、後方から来たバイクが右側をすり抜けようとして接触、転倒してケガをした。(対人賠償)	1 8
洗車で預かった自動車を運転中、助手席の荷物のずれを直すので一時停止し、再度発進する時に後方確認が不十分だったため、後方から追越してきた自動車の側面に接触した。	1 3
<b>整備受託での事故</b>	
車検代行で預かったレッカー用クレーン車を顧客先へ搬送する際、信号機にクレーン部分をぶつけた。	4 0
車検代行で預かった自動車を車検場に搬送中、不注意で先行自動車に追突した。	2 8
車検代行で預かった自動車を自社敷地内に入れようとした際、運転ミスにより向かい側企業の車庫に衝突し、シャッターや車庫内自動車を損傷した。	2 6
車検代行で預かった自動車をならし運転中、交差点で信号を見落とし侵入し、右側から来た自動車と衝突した。	2 5
車検代行で自動車を預かり、車検場にて順番待ちをしている際、前の自動車に追突した。	1 5

### ご注意していただきたい点

お預かりしたお客様の自動車で起こした対人事故・対物事故の賠償は、お客様の任意保険では、補償されないということです。(G ニュース 21-05 号を参照)

例えば、顧客 A の自動車を洗車・給油で預かり、従業員が運行中、大通りに右折する際、左側から走行してきた B さんの自動車に気づかず衝突した事故の場合。B さんの自動車の修理をするために顧客 A の保険は使えません。この場合 B さんの自動車の修理を補償するのが、「SS 受託自動車保険」です。顧客 A の自動車の修理は、サービスステーション総合共済の自動車管理者賠償で補償します。

**大事なことは、まず事故の報告を全石連が(株)ゼンセキにご連絡いただくことです。**

## ○ 農林漁業コーナー

### 制度 延長決定

農林漁業用重油制度はご存知のように関税暫定措置法と租税特別措置法によりそれぞれ1年間と2年間の延長措置が講じられておりましたが、このたび政府の税制調査会により**両制度の延長が決定しました**。これにより両制度は**平成23年3月末まで1年間延長**されることとなりました。

今回は政権交代が行なわれ、他の税制や補助事業等とともに本重油制度も紆余曲折があり存続について心配されましたが無事乗り切ることができました。しかしながら税調の「租特法見直 PT による報告」では「今後4年間で抜本的に見直す」とされており、「合理性」・「有効性」・「相当性」の検証を行なうとされておりますので、今後とも法令を厳格に遵守するとともに、確認数量も大きく拡大し必要な制度であることをアピールしていくことが重要となりますので、新たな気持ちでの取り組みをよろしくお願いいたします。

### 農林漁業用事務手続きポイント –その4–

農林漁業事務手続きでのお問い合わせが多いことや書類確認・作成時に注意していただきたいことの第4弾です。今回は実際にあった質問から掲載します。

#### 無税重油の報告について

Q. 全農や全漁連が輸入した無税重油を輸入業者（商社）が買い入れ、農林漁業者に販売した場合、購入証明書は誰がどこへ報告・提出すればいいですか。

A. 報告は農林漁業者（最終のユーザー）が輸入を行った全農や全漁連に全農・全漁の様式で行ないます。

全石連に報告をすると、全石連で管理している輸入数量と合わなくなりますので、混同することなく、それぞれの様式で報告するようご指導ください。

